

江戸川区の職員らの勤務において、異常に多い直行及び直帰の勤務について、その理由を明確にし、かつその必要性について職場内で厳格な検討を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 73 号

受理年月日 平成 28 年 11 月 25 日

付託年月日 平成 28 年 12 月 2 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区の職員らの旅費交通費の精算についての関連行政文書等を閲覧すると、都市開発部や土木部において、相当数の直行直帰の計算書が拝見できませんところ、直行や直帰の明確な理由があきらかにされていません。これは、交通費の精算に関する行政文書の開示請求を履行する際に、自宅からの精算になることから個人情報に該当するという理由で黒塗り（有料無料を問わず）として非開示されています。

すなわち、本来、勤務先から移動地の開示を求める開示請求人の意図と無関係な開示手続きがなされているのが実情であります。以上のようなことから、移動が多い関係部署におかれては、直行及び直帰の必要性について、厳格な精査を求めます。

なお、自宅からの直行及び直帰が毎年、交通費の不正請求に指摘を監査事務局から指摘され続けていることも江戸川区議会に付言いたします。

よって、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区の職員らの直行及び直帰に関する必要性を厳格にし、旅費交通費の不正請求事件の防止を徹底されたい。